

天童市自治会等除雪作業費補助金交付要綱

平成30年12月28日

告示第205号

改正 令和5年10月5日市告示第166号

令和6年 4月1日市告示第26号

(目的)

第1条 市長は、地域における共助の精神の^{かん}涵養を図るため、市内の自治組織等が自治活動の一つとして除雪作業を実施する場合において、天童市補助金等に係る予算の執行の適正化に関する規則（昭和43年市規則第20号。以下「規則」という。）及びこの要綱の定めるところにより、予算の範囲内において、当該自治組織等に対し、補助金を交付する。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 自治組織等 地域的な共同活動を行うことにより、良好な地域社会の維持及び形成に資するため、地域単位で住民により組織された町内会、自治会等又は天童市自主防災組織整備推進要綱（昭和55年市告示第58号）第2条第1号に規定する地域の自主防災組織をいう。
- (2) 除雪作業 自治組織等の自主的な事業として地域内における道路その他の公共施設について、当該自治組織等の会員が行う除雪作業（運搬除雪を含む。）をいう。
- (3) 機械、車両等 自治組織等が除雪作業を実施するに当たって使用する除雪機、ショベルカー、ダンプカー、揚水ポンプその他これらに類する機械、車両等をいう。
- (4) 除雪機貸出事業 天童市除雪機貸出事業実施要綱（令和3年市告示第198-2号）に基づき本市の所有する除雪機を貸し出す事業をいう。

(適用期間)

第3条 この補助金の適用となる期間（以下「適用期間」という。）は、各年度の12月1日から翌年の3月15日までとする。

(事前協議)

第4条 自治組織等は、この補助金を申請するに当たり、市長が別に定める天童市道路除雪計画との調整を図るため、建設部建設課との事前協議を行うものとする。

(補助対象経費)

第5条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、次の各号に掲げる除雪作業の区分に応じ当該各号に定める経費とする。

- (1) 除雪機貸出事業による除雪作業 次のアからオまでに掲げる経費
 - ア 除雪作業に係る保険料
 - イ 除雪機の燃料費
 - ウ 除雪機の管理費用（軽微な修繕等を含む。）
 - エ 運搬除雪に係る業者への委託経費
 - オ アからエまでに掲げるもののほか、市長が特に必要と認める経費
- (2) 前号以外の除雪作業 次のアからエまでに掲げる経費
 - ア 機械、車両等の借上げ経費
 - イ 機械、車両等の燃料費、電気料等
 - ウ 機械、車両等の操作及び運転に係る業者への委託経費
 - オ アからウまでに掲げるもののほか、市長が特に必要と認める経費（補助金の額）

第6条 補助金の額は、次に定める額の合計額以内の額とする。

- (1) 前条第1号アからウまで及びオに規定する補助対象経費の合計額又は5万円のいずれか低い額
 - (2) 前条第1号エ及び同条第2号に規定する補助対象経費の合計額又は次のアからウまでに掲げる自治組織等の世帯数に応じ、当該アからウまでに定める額（天童市豪雪対策本部が設置された場合は、当該額に5万円を加えた額）のいずれか低い額
 - ア 300世帯未満 5万円
 - イ 300世帯以上500世帯未満 10万円
 - ウ 500世帯以上 15万円
- （補助金等交付申請書）

第7条 規則第5条に規定する補助金等の交付申請書の提出期限は除雪作業を実施する日前5日に当たる日とし、添付すべき書類は次のとおりとする。

- (1) 除雪作業計画書（様式第1号）
- (2) 収支予算書（様式第2号）
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類（補助金等実績報告書）

第8条 規則第14条に規定する補助事業等実績報告書の提出期限は、補助金の交付の対象となった除雪作業の完了後14日以内とし、添付すべき書類は次のとおりとする。

- (1) 除雪作業実績書（様式第1号）
- (2) 収支精算書（様式第2号）
- (3) 補助対象経費に係る領収書の写し
- (4) 除雪作業を実施したことが確認できるもの
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(書類の保管)

第9条 規則第22条に規定する帳簿及び証拠書類は、除雪作業が完了した日が属する年度の翌年度から起算して5年間保管しなければならない。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、告示の日から施行する。

附 則 (令和5年10月5日市告示第166号)

この要綱は、告示の日から施行する。

附 則 (令和6年4月1日市告示第26号)

この要綱は、告示の日から施行する。